

全国市長会関東支部提出要望

令和5年4月28日

千葉県市長会

目 次

第 1	都市行財政の充実強化について	3
1	地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る 見直しについて	3
2	ふるさと納税の制度見直し及び申告特例申請のオンライン化 の推進について	4
3	自治体の現状に見合った財政措置について	5
4	東葉高速鉄道に対する国の財政支援について	5
第 2	保健福祉行政の充実強化について	6
1	国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について	6
2	市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実 強化に向けた取組に対する財政支援について	6
3	持続可能な介護報酬制度について	7
4	全国一律の子ども医療費助成制度の確立について	7
5	障害者総合支援法に基づく事業所職員への処遇改善について	8
6	公立認定こども園の施設整備に係る補助制度の創設について	8
第 3	生活環境行政の充実強化について	9
1	広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充 について	9
2	国産自給飼料の生産拡大支援及び畜産農家の経営支援について	10
3	再生資源物の屋外保管を規制する法整備について	10
第 4	都市基盤の整備促進について	11
1	海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を 規制する法整備について	11
2	新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・ 制度の拡充について	12
3	堤防の強化や川の掘削などの河川整備について	12

4	成田空港の更なる機能強化に伴う交通アクセスの強化 について	13
5	国道 5 1 号の整備について	13
6	都市再生整備計画関連事業「都市構造再編集集中支援事業」に おける誘導施設・基幹的誘導施設の対象に劇場・音楽堂を 加えることについて	14
7	道路整備に伴う社会資本整備交付金の充実について	14
8	北千葉道路の整備促進について	14
9	羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化 について	15
10	企業誘致に関連する農地転用手続きの簡素化について	15
第 5	教育文化行政の充実強化について	16
1	教職員定数等の配置基準の改善について	16
2	運動部活動の地域移行について	17
3	G I G A スクール構想の実現に向けた継続的な財政支援 について	17
4	安全・安心で良好な教育環境の充実について	18

第 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

地域手当は、地域における民間の賃金水準や物価等の経済事情を考慮して定められ、「賃金構造基本統計調査」の賃金指数により算定された国の指定基準に基づき、地方公務員においても地域手当の支給割合を定めるものとなっている。

平成 26 年人事院勧告において、地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圏かつ社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

地域手当の支給割合を算定基準に利用している国民健康保険診療報酬、介護保険報酬、保育所運営費等に影響しており、行政運営はもとより介護施設や保育所等の関係事業所においても、人材確保や事業運営に深刻な影響を及ぼしている。

また、地方交付税に係る普通態容補正の算定基準にもなっているため、行政運営にも影響を及ぼし、さらに、地域手当の高い地域へ人材が流出するなど、住民サービスの低下を招いてしまうこととなる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合は、地域内在住者の所得状況や、地域内の家賃水準といった物価等を考慮するとともに、同一の生活圏・経済圏に属する地域で設定する等により地域の実情を十分反映し、自治体間格差が生じないように改正すること。
- (2) 地域手当の支給地域及び支給割合の見直し時期は 10 年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

- (3) 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が取りまとめたパーソントリップ補正の段階区分の拡充について、令和6年に実施するとされている地域手当の見直しの際に確実に実施すること。
- (4) 級地区分の支給割合を超過した際の特別交付税の減額措置については廃止し、自治体がより自主的な選択決定をしやすい制度とすること。
- (5) 地域手当の指定に当たって、一般財団法人自治総合センター『地方公務員の給与決定に関する調査研究会報告書』（平成27年3月）にある、現在のパーソントリップ補正について中核的な市となる「都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市」への通勤に限定せず「賃金指数で指定基準を満たす市」への通勤を全て対象とする、または補正段階を拡充するというパーソントリップ補正の拡充（中核的な市の要件緩和）を反映すること。

2 ふるさと納税の制度見直し及び申告特例申請のオンライン化の推進について

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、その件数や金額は年々増加している。

しかし、都市部の自治体の多くは受入額よりも住民税控除額のほうが大きく、不交付団体に対しては住民税が減収しても地方交付税による財源補てんがされず、財政運営の大きな痛手となっている。今後もふるさと納税の件数や金額の増加傾向が続くと、都市部の自治体における行政サービスの提供・維持に著しい支障を来すことが懸念される。

また、ふるさと納税に係る申告特例申請について、通年、特に年末年始にかけて、全国より郵送で申請書が送られ、受付処理を行うにあたり、寄附受付自治体から住民税課税自治体への通知期限が大変短いために、多人数での作業が必要であり、膨大な時間がかかっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 住民負担により住居地の行政サービスを維持するという住民税の趣旨を十分に踏まえつつ、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

(2) 国がオンライン申請に係るシステムを構築し、寄附者及び各自治体に提供することで業務の簡素化を図ること。

3 自治体の現状に見合った財政措置について

普通交付税の算入において、市の税収が増額となれば基準財政収入額に算入される額も増えるため、交付額としては減額となる。

交付税は財源不足を補い自治体間の平等を図る制度であるが、全国の自治体の収入支出を統一的かつ客観的に測定し算定基準を出しているため、企業誘致等を行い自治体独自で積極的に税収を増やす施策を行っても交付税は減額され、財政が厳しいことは変わらない状況である。

については、基準財政需要額の更なる費目拡充等、市の自主財源確保への努力に見合った財政措置を講じ、自治体間の格差解消を図ること。

4 東葉高速鉄道に対する国の財政支援について

東葉高速鉄道株式会社は、開業当初から多額の有利子負債を抱え、それに伴う元利償還金が経営を圧迫する厳しい経営状況が続いている。

関係自治体等による支援を実施し、経営改善を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響や働き方の変化等により、運輸収入が大きく減少しており、運輸収入の回復状況や金利動向等によっては、将来的に資金ショートに陥る可能性がある。

については、会社の経営安定化に向けて、新たな資金の投入等の抜本的な支援策を講じること。

第2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について

国民健康保険では、被保険者の所得水準が低い一方、年齢構成が高いため、医療費水準が高くなる等の構造的な問題があり、保険料負担が重い状況となる中、一人当たりの医療費はさらに増加傾向にあり、財政運営はますます厳しくなっている。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国庫負担割合の引上げや、低所得者世帯や子育て世帯に対する負担軽減策を国の責任と負担において、さらに拡充・強化すること。
- (2) 被保険者の急激な負担増に繋がらないよう、納付金の激変緩和措置を継続すること。

2 市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援について

地域の中核病院として、広域的に救急医療や高度医療などを提供している東千葉メディカルセンターをはじめ、救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院については、都道府県による保健医療計画の達成に向け将来にわたり安定的な経営を求められているが、依然として厳しい経営を強いられており、市町村の負担は大きい。

また、公立病院は新型コロナウイルス感染症対応において、大きな役割を果たしており、経営を強化して今後も新興感染症に備える必要がある。

ついては、公立病院の経営の安定化による地域医療体制の維持確保に向け、既存の地方財政措置について、地域の実情に応じて、さらに拡充するとともに、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

3 持続可能な介護報酬制度について

介護サービス事業者は、昨今の物価高騰の影響や人材不足により事業の運営に苦慮している。

各自治体では、国の交付金等を活用し、事業者を支援しているが、物価高騰等に対する支援を各自治体での対応に委ねると、事業所の所在地によって、事業者の負担が異なることとなる。

また、介護職員の処遇改善については、基本報酬とは別に加算しているが、届出書類等が毎年変更となるため、事業者の負担となっている。

については、物価高騰の影響にも柔軟に対応でき、事業者の負担が少なくなるよう介護報酬制度を改善すること。

4 全国一律の子ども医療費助成制度の確立について

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、国民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現が必要である。この課題を克服するため、子ども医療費助成制度においては、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の上乗せ助成を実施することで、子育て世代の経済的負担のさらなる軽減により子育てしやすい環境の充実に図っている。

しかし、対象者の要件や助成範囲、自己負担額の有無やその金額など、市町村ごとに様々な基準で実施しているため、居住する市町村によって地域間格差が生じている。

については、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図るため、国において、18歳までを対象とした現物支給による全国一律の子ども医療費助成制度を確立すること。

5 障害者総合支援法に基づく事業所職員への処遇改善について

現行の福祉・介護職員処遇改善加算、及び福祉・介護職員処遇特定処遇改善加算において、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援等を行っている障害福祉サービス施設・事業所等については、加算算定対象外となっている。

障害のある人の生活を支えるため、多様なニーズに応え、様々なサービスを提供する福祉サービス施設・事業所等を含む障害者総合支援法に基づく事業所が安定した運営が継続できるよう事業所職員への処遇改善に資する新たな補助等を創設すること。

6 公立認定こども園の施設整備に係る補助制度の創設について

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設である。近年、公立幼稚園と保育所を認定こども園に移行する自治体が増えている。

については、幼保一元化推進の観点から、公立認定こども園の施設整備に対する補助制度を創設すること。

第3 生活環境行政の充実強化について

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充について

現在、国は一般廃棄物の広域処理や施設の集約化を推進しているが、広域処理や集約化に伴い廃止した焼却施設の解体については、新たに整備する焼却施設と関連性・連続性がある同数以下であるものに限ること及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体について交付対象事業としている。

そのため、自治体が有する廃焼却施設の解体は進まず、長期間放置せざるを得ないため、施設倒壊のおそれやダイオキシン類の飛散が懸念されている。

広域処理に参加する各自治体では、廃焼却施設の解体を計画、実施する必要があり、大きな課題となっている。

については、広域処理に関連して廃焼却施設を解体する場合、施設の数や跡地利用の有無、また連続性に関わらず当該施設の解体に要する経費を補助対象に追加すること。

2 国産自給飼料の生産拡大支援及び畜産農家の経営支援について

現在、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等の影響で燃料及び輸入飼料価格が高騰し、生産コストの上昇によって経営が圧迫され、廃業する畜産農家が増加するなど危機的状況である。国は、供給及び価格が安定している国産飼料の自給率向上に向けた支援を行っているが、その支援は不十分である。

については、畜産農家の経営支援及び国産飼料の生産拡大に向け、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国産飼料の増産を図るため、生産拡大する農家への支援を拡充すること。
- (2) 刈取り機械等の導入及び更新について、コントラクター（農作業受託組織）を補助対象として追加すること。
- (3) 国産自給飼料増産に向けた取組を継続する耕畜連携協議会に対する支援を拡充すること。
- (4) 国の飼料の価格安定制度について、制度の拡充を図ること。

3 再生資源物の屋外保管を規制する法整備について

再生資源物の屋外保管施設（金属スクラップヤード等）では騒音・振動や不適切な保管等による火災の発生など、地域住民の生活の安全に支障をきたす事案が発生している。

については、再生資源物が集積された屋外保管事業場について、再生資源物の保管又は処分を行う者が、守るべき義務等を明確化するため、法による制度化を行うこと。

第4 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する法整備について

海岸を有し、夏季期間中に海水浴場を開設している地域では大勢の海水浴客が訪れている。しかし、水上オートバイ等の一部の運転者による危険航行、迷惑行為、密漁が発生し、利用者や漁業者等からの苦情や規制を求める声が多い。

海水浴場開設期間中は、県や市等の条例等により区域内の水上オートバイ等の乗り入れや高速航行を規制しているが、開設期間外及び区域以外の海岸では規制することができない。

については、利用者及び漁業者等の安心・安全を確保する観点から、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 現行の「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の関係法令を見直し、法令順守の意識の高揚を図るため、水上オートバイ等の危険航行や迷惑行為を禁止すること。

(2) 水上オートバイ等の危険航行や迷惑行為に対し、罰金等の刑事罰を含めた罰則を規定する法の整備をすること。

2 新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・制度の拡充について

新型コロナウイルス危機を契機に人々の暮らし方や働き方が大きく変化する中、都市自治体ではＩＴ・コンテンツ関連産業の振興など、新しい生活様式を見据えた取組を進めている。

その一方、多くの人口を抱える都心近郊の市町村では、広域的な視点での政策・制度の充実が重要性を増しており、特にデジタル技術を活用した地域課題の解決が必要不可欠となっている。

については、都心近郊のまちづくりにおける政策・制度を整備するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) ５Ｇなど、ＩＣＴ関連の情報インフラの整備促進を図ること。
- (2) 今後も在宅勤務を推進するよう企業等に働きかけること。
- (3) 企業等が行うサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の環境整備・運営について支援制度の拡充を図ること。

3 堤防の強化や川の掘削などの河川整備について

近年の異常気象に伴い、災害が激甚化しており、利根川及び江戸川についても災害を未然に防ぐための対策が必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 堤防のかさ上げや拡幅などの堤防強化対策を計画的に実施すること。
- (2) 河床の掘削などにより流量断面を確保し、災害に強い都市の構築にむけ、河川整備の更なる促進を図ること。

4 成田空港の更なる機能強化に伴う交通アクセスの強化について

成田空港の更なる機能強化に伴う空港需要の増大により、空港利用者数の増加と、物流関連事業の進出が多く見込まれる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 成田空港周辺の交通アクセスの強化を推進すること。

(2) 都心直結線を含めた成田空港への鉄道アクセスの更なる向上を推進すること。

5 国道51号の整備について

国道51号は、千葉県千葉市を起点とし茨城県に至る主要な幹線道路である。

しかしながら、2車線区間において、慢性的に著しい交通渋滞を引き起こす箇所や、歩道の未整備区間もあり、地域住民の利便性や安全な歩行に支障をきたしている。

また、大規模災害時等の有事の際に、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を妨げる恐れもある。

については、国道51号の佐倉市区間のうち坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。

6 都市再生整備計画関連事業「都市構造再編集中支援事業」における誘導施設・基幹的誘導施設の対象に劇場・音楽堂を加えることについて

都市再生整備計画関連事業「都市構造再編集中支援事業」において、人の流れを生み出し、市街地の活性化やまちの魅力の向上を目的とする誘導施設・基幹的誘導施設は、医療・福祉施設、こども園・学校、図書館・博物館となっている。

また、高次都市施設として、地域交流センターや観光交流センター等が対象となっているが、劇場、音楽堂なども、文化・交流機能を備える施設として、市街地の活性化やまちの魅力の向上に大きく寄与している。

については、劇場や音楽堂も都市再生整備計画関連事業「都市構造再編集中支援事業」における誘導施設・基幹的誘導施設の対象施設とすること。

7 道路整備に伴う社会資本整備交付金の充実について

大規模な道路施設の維持補修においては、市町村の財源だけで進めるには限界があり、国からの交付金に頼らざるを得ない状況であるが、国の交付金は、年々、減少傾向にある。

については、交付金制度の充実を図ること。

8 北千葉道路の整備促進について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度には、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、国の権限代行により新規事業化された。

については、北千葉道路は全線が同時供用開始することで、事業効果が発現されることから、引き続き、未事業化区間の事業化を行うこと。

9 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要である。令和3年1月にはJR東日本の羽田空港アクセス線の一部区間について、国土交通省より鉄道事業許可を受け、臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待される。

羽田空港と東京湾岸地域を鉄道路線で結ぶことで、大型集客施設や宿泊施設などへの国内外からの来訪者のアクセス性が向上し、更なる地域活性化が見込まれ、国際競争力の強化にもつながる。

については、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転をはじめ、既存路線との更なる連携強化を促進し、鉄道ネットワークの強化に取り組むこと。

10 企業誘致に関連する農地転用手続きの簡素化について

市では、市内経済の活性化及び雇用の創出さらには市税収入の安定化を図るために、総合計画への位置付けや都市マスタープランの土地利用方針の変更を経て、民間活力を活用した企業誘致を進めている。

しかし、土地利用方針に示した区域のほとんどが市街化調整区域であり農地が大部分であることから、施策を進めていくには農地関連の手続きを円滑に進める必要がある。

については、市が進める民間活力を活用した企業誘致を円滑に進めるために、権限移譲もしくは農地転用手続きの簡素化による期間短縮を行うこと。

第5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 教職員定数等の配置基準の改善について

いじめ問題やSNSトラブルの増加、地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望等、教育を取り巻く問題は山積し、学校には多種多様な対応が求められている。

さらには、近年、外国籍児童生徒の増加や給食における食物アレルギー対応、特別な支援を必要とする児童生徒の増加等の課題に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導体制の整備が必要であり、また、学校における教職員の働き方改革を推進することも重要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数指導やきめ細かな指導に対応する加配教員の拡充及び財源の確保を図ること。
- (2) 個に応じた特別支援教育充実のために、必要な定員措置及び財源の確保を図ること。
- (3) 小学校における教科担任制を推進していく上で、学校規模に関わらず、専科指導の更なる拡充を図ること。
- (4) 中学校における生徒指導や支援体制の強化となる加配教員の拡充を図ること。
- (5) 小学校における学級編成の標準（35人）の前倒しを行うこと。

2 運動部活動の地域移行について

運動部活動の地域移行において、すべての子どもたちがスポーツに継続して親しむことが必要である。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 運営団体の設立、専門性や資質・能力を有する指導者の確保などについて、具体的な手法や法的な手続きを明確に示すこと。
- (2) 経済的困窮世帯への配慮も含め、運営費用について、保護者や自治体の負担増を前提とせず、国が財政措置を行うこと。

3 G I G Aスクール構想の実現に向けた継続的な財政支援について

「G I G Aスクール構想の実現」に向けて、校内通信ネットワークの整備費用及び児童生徒1人1台端末の導入費用について国庫補助を受け、小中学校においてI C T環境の整備を行った。児童生徒のI C T機器を最大限に活用した授業の推進をするにあたり、I C T機器を活用した教育環境を維持するための費用が多額であり、ほぼ全額が一般財源であることで、市の財政に多大な影響を及ぼしている。

また、子育て世帯の流入により児童生徒数が増加している市では、既に整備した機器数では不足することや、今後ソフトウェアの更新、機器の保守管理等の維持に係る経費等の費用について継続的な財政負担が生じることが見込まれる。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) I C T機器の管理・保守、サポートや各学校のインターネット回線利用に係る経費等、I C T機器を活用した教育環境の維持に係る経費について、地域の実情に見合った十分な財政措置を行うこと。
- (2) 端末及びソフトウェアの更新時においては一時的に多額な費用を要することから、国の補助制度として財政的な支援を行うこと。

(3) 大型提示装置（電子黒板、電子黒板機能付きプロジェクター等）の整備を行っていくための十分な財政的支援を行うこと。

(4) 機器やＩＣＴ環境導入に係る費用を継続的に支援するとともに耐用年数やランニングコストなどを踏まえた財政措置を行うこと。

4 安全・安心で良好な教育環境の充実について

教育の機会均等を確保し、安全・安心かつ快適な教育環境を確保するためには、公立学校施設整備に係る改築事業、地震補強事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業及びその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施できるようにすることが重要である。

については、予算総額の充実に加え、補助要件の緩和や実情に即した補助率・補助単価の引き上げを図ること。